

より身近で、速くて 頼りがいのある司法へ

—司法制度改革—

ここまで改革が進んだよ



21世紀型の新しい司法が現れた！

様々な分野での構造改革により、日本の社会は、事前の規制や指導を通じて個人や企業の活動を事前に調整する「事前規制・調整型の社会」から、国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、ルール違反に対しては、後からチェック・救済する「事後チェック・救済型の社会」へ変わりつつあります。また、急速な国際化も進んでいます。

このような社会の変化によって、司法の果たすべき役割が、これまで以上に大きくなります。

そこで、21世紀の我が国の社会を支える、「国民に身近で、速くて、頼りがいのある司法」の実現を目指し、3つの柱を基本理念として、司法制度改革が進められてきました。

司法制度改革—3本柱

国民の期待に応える
司法制度の構築

司法制度を支える
法曹の在り方の改革

国民的基盤の確立
(国民の司法参加)

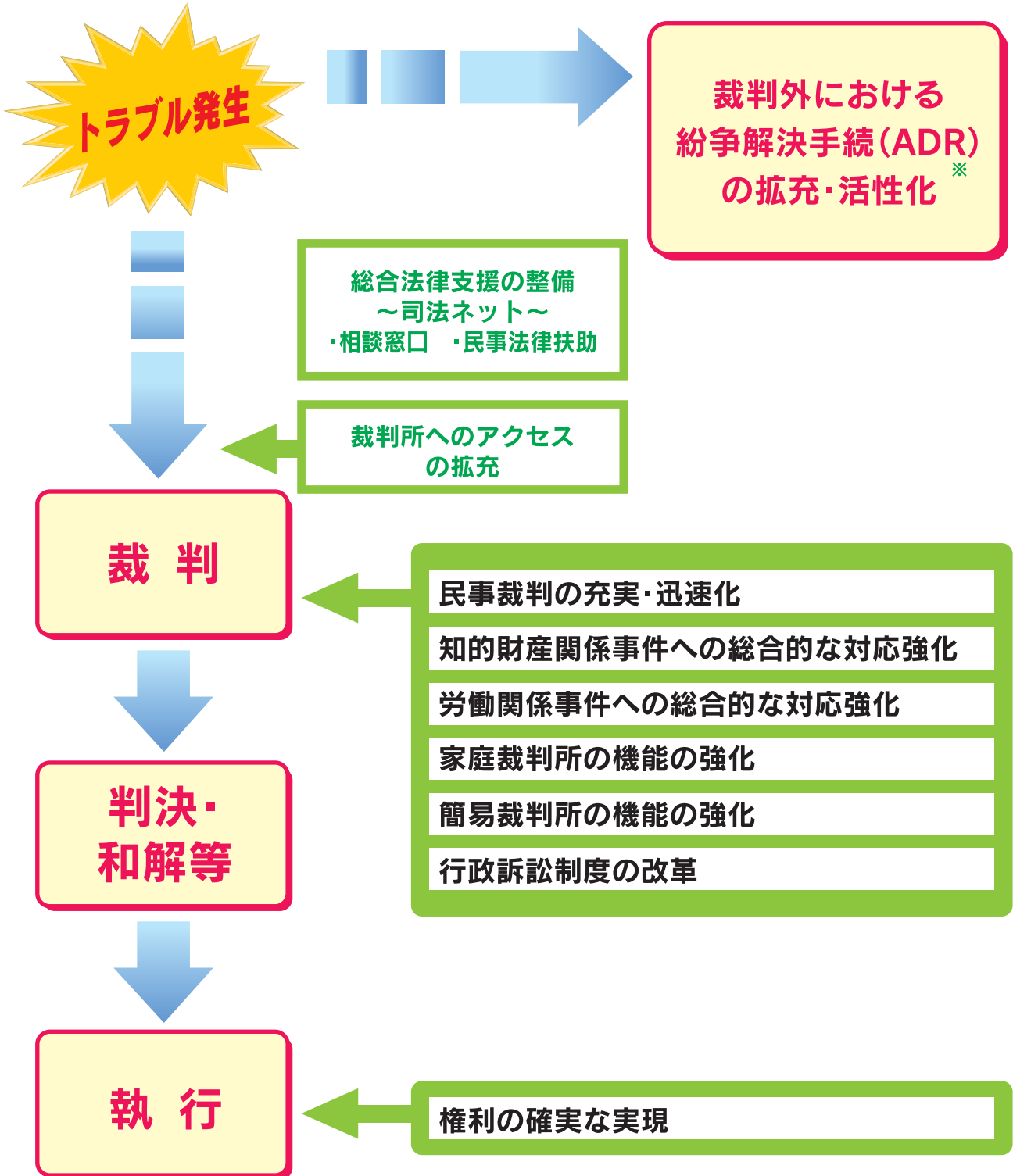
どんな改革が行われたの？

これまでに実現された
主な改革を見てみよう。



1 国民の期待に応える司法制度の構築

民事司法制度の改革

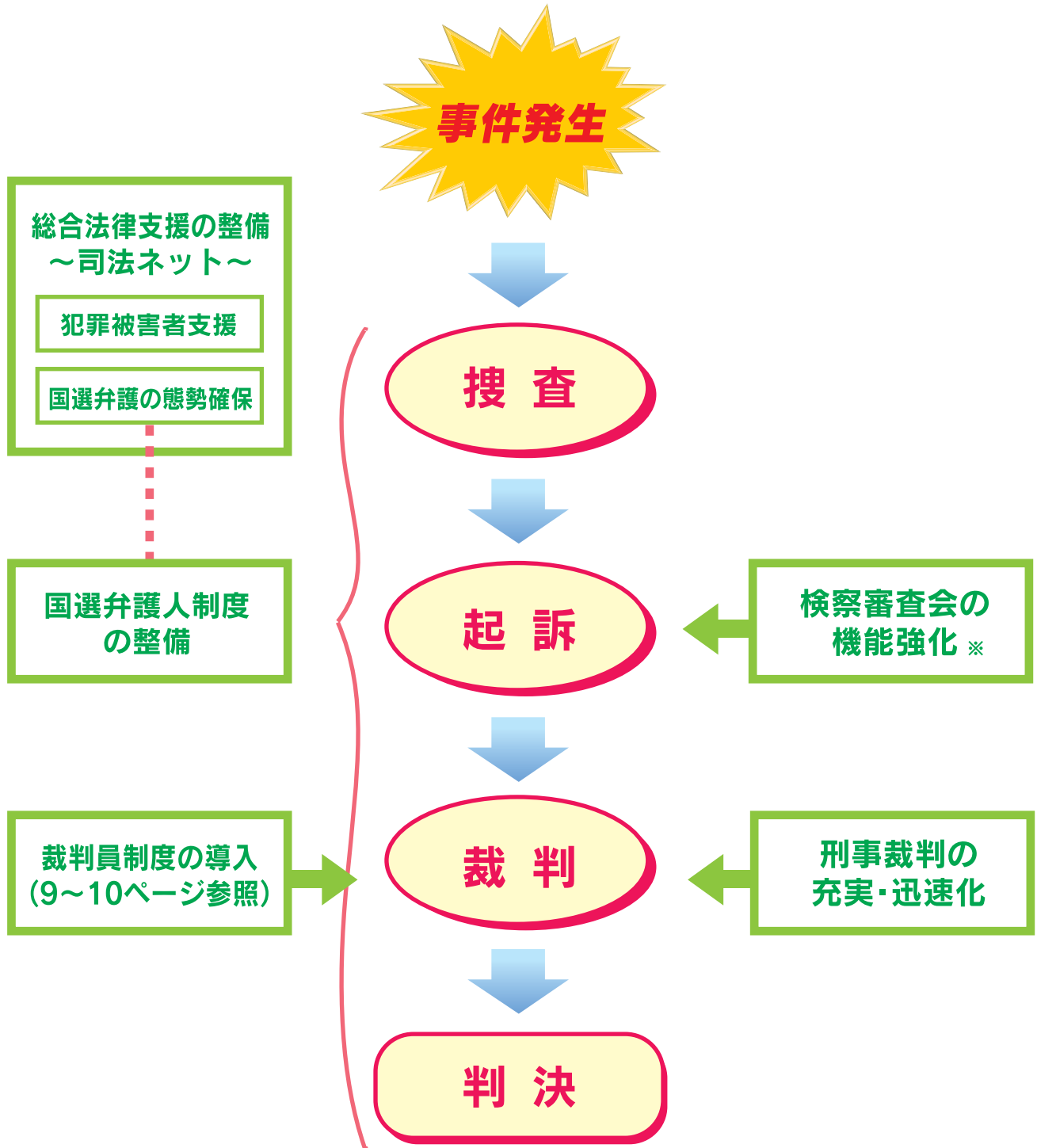


※ ADR

裁判に頼らない紛争解決方法のことです。Alternative Dispute Resolutionの略。

例えば、民事調停や行政機関(公害等調整委員会・消費生活センター等)・民間機関(弁護士会仲裁センター・各種PLセンター等)による仲裁、調停、あっせんなどがあります。

刑事司法制度の改革



※ 検察審査会

検察官の公訴を提起しない処分(不起訴処分)の当否を審査することや、検察事務の改善に関する建議または勧告を行う機関です。

全国に201(平成15年7月1日現在)の検察審査会が置かれ、一般の国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員で構成されています。

■ 裁判の迅速化

第一審の裁判を2年以内に終わらせることを目標とすることなどを内容とする「裁判の迅速化に関する法律」を定めました。

■ 総合法律支援の整備 ～司法ネット～

全国どこでも法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を目指して、総合法律支援法を制定しました。

日本司法支援センター（平成18年6月までに設立）が、地方公共団体の相談窓口や弁護士会などと連携・協力しながら、次の業務等を行います。

- 相談窓口（相談を受け付けて、紛争解決への道案内を行う）
- 民事法律扶助
- 国選弁護の態勢確保
- いわゆる司法過疎地域における法律サービスの提供
- 犯罪被害者支援

民事司法制度の改革

■ 民事裁判の充実・迅速化

民事訴訟手続に以下の制度を導入するなどしました。

- 計画審理の制度を導入しました。
- 訴えを起こす前の新たな証拠収集方法を導入しました。
- 専門的な事件について専門委員制度を導入しました。

■ 知的財産関係事件への総合的な対応強化

特許などの知的財産関係事件についての審理を、より充実・迅速化させるため、知的財産高等裁判所を設置するなど処理体制を強化するとともに、訴訟手続を利用しやすくするなどしました。

■ 労働関係事件への総合的な対応強化

裁判所における個別労働関係事件についての簡易迅速な紛争解決制度として、労働審判制度を導入しました。

■ 家庭裁判所の機能の強化

これまで地方裁判所で取り扱っていた人事訴訟(離婚等の家庭関係事件)を家庭裁判所において取り扱うこととしました。

■ 簡易裁判所の機能の強化

- 国民にもっとも身近な簡易裁判所が取り扱うことができる請求の上限をこれまでの90万円から140万円に拡大しました。
- 少額訴訟手続として取り扱うことができる請求の上限をこれまでの30万円から60万円に拡大しました。

■ 権利の確実な実現

不動産執行妨害への対策等について民事執行制度を改善しました。

■ 裁判所へのアクセスの拡充

利用者の費用負担を軽減するため、訴訟の手数料の額を全体として引き下げました。

■ 裁判外の紛争解決手続(ADR)の拡充・活性化

ADRの拡充・活性化を図るため、関係機関等が連携を強化し、横断的・重点的に取り組むべき施策(アクション・プラン)を取りまとめました。

■ 仲裁法制の整備

裁判外の紛争解決手続の1つである仲裁手続について、国際標準に沿った「仲裁法」を定めました。

■ 行政訴訟制度の改革

国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図りました。

- 新たな訴えの仕組みを定め、訴えを起こす資格を広げ、救済範囲を拡大しました。
- 行政庁に資料の提出を求める制度を新設し、**審理の充実・促進**を図りました。
- 訴えを起こせる期間を延ばし、訴えを起こす相手方もわかりやすくするなど、**手続を利用しやすく、わかりやすく**しました。
- 判決が出る前の仮の救済の制度を充実しました。

■ 刑事司法制度の改革 ■

■ 刑事裁判の充実・迅速化

刑事裁判の充実・迅速化のため、以下の制度を導入するなどしました。

- 裁判の前に争点や証拠を整理するために公判前整理手続を創設し、**証拠開示**を拡充しました。
- **連日的開廷**の原則を法律で決めました。
- 裁判所の訴訟指揮の実効性を確保するための制度を導入しました。
- 争いのない簡易明白な事件について、簡易・迅速に裁判を行う**即決裁判手続**を創設しました。

■ 国選弁護人制度の整備

被疑者について、一定の事件では勾留段階から国選弁護制度を導入するなど、被疑者・被告人の国選弁護人制度の整備をしました。

※被疑者と被告人

被疑者とは、犯罪を犯したという疑いで、警察などの捜査機関から捜査の対象とされている起訴前の者をいいます。
被告人とは、検察官から起訴され、裁判を受けている者をいいます。

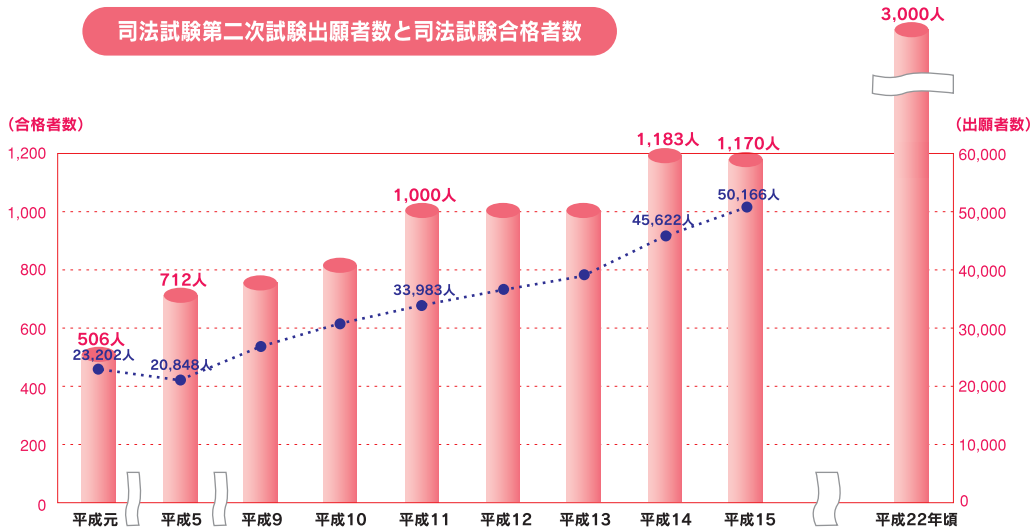
■ 検察審査会の機能強化

検察官が不起訴にした事件について、くじで選ばれた一般の国民によって構成される検察審査会の一定の議決に基づき起訴することができるようになりました。

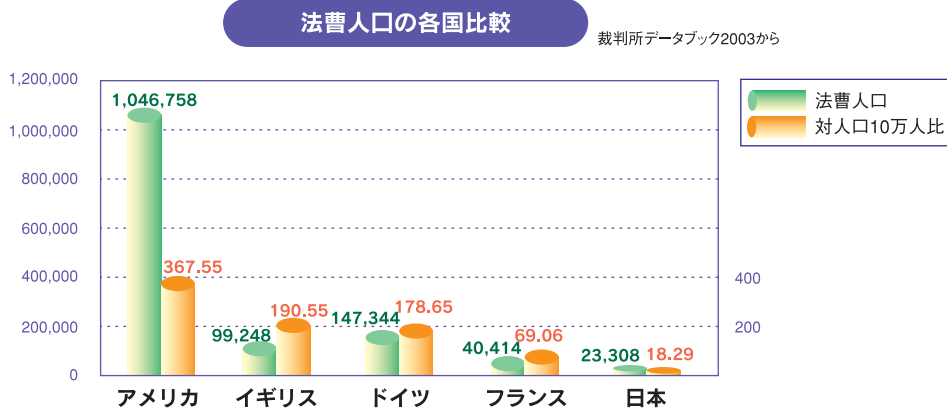
② 司法制度を支える法曹の在り方の改革

法曹人口の拡大

- 司法試験合格者数を増加し、法曹人口の拡大を図っています。
平成16年は年間1,500人程度、平成22年ころには年間3,000人程度に増加させていきます。



- 平成30年ころには、日本の法曹人口が5万人規模となることを目指します。



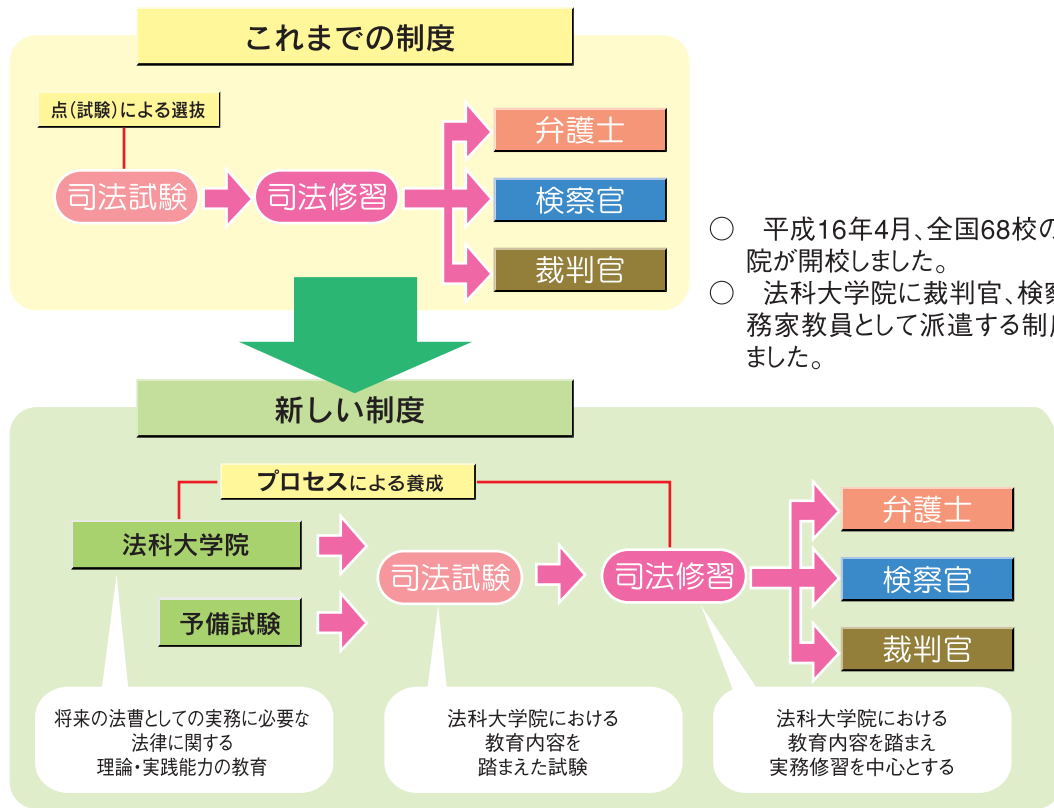
- 裁判官・検察官を大幅増員しました。
(平成14年度から16年度までの3年間で、判事・判事補142人、検事134人)

弁護士制度の改革

- 弁護士が公的機関や、届け出て民間企業で自由に働けるようにしました。
- 弁護士報酬について適正な競争が行われるようにしました。
- 綱紀・懲戒手続を整備しました。
- 司法試験に合格した企業法務の担当者等に対しても弁護士資格の特例を拡充しました。
- 弁護士と外国法事務弁護士との共同事業等に関する規制の緩和等を行いました。

■新しい法曹養成制度の導入

- 「点(試験)による選択」から、「プロセスによる養成」へ法科大学院・司法試験・司法修習が連携した新しい法曹養成制度を導入しました。



- 平成16年4月、全国68校の法科大学院が開校しました。
- 法科大学院に裁判官、検察官等を実務家教員として派遣する制度を創設しました。

■検察官制度の改革

- 検事を一定期間、公益的活動を行う民間団体や民間企業に派遣するとともに、弁護士の職務を経験する制度を創設しました。
- 検察庁の事務の改善に関する検察審査会の意見に対し、検察庁が回答することを法律で義務付けました。

■裁判官制度の改革

- 民事調停官及び家事調停官制度を創設しました(いわゆる非常勤裁判官制度の導入)。
- 判事補が一定期間弁護士の職務を経験する制度を創設しました。
- 裁判官の任命手続を見直しました(最高裁の指名手続に関する諮問機関の設置等)。
- 最高裁判所裁判官の国民審査公報を充実させました。
- 新たに地方裁判所委員会を設置しました。

3 国民的基盤の確立（国民の司法参加）

■ 裁判員制度の導入

国民の皆さんが、重大な刑事事件の裁判において、裁判員として、裁判官と共に、有罪・無罪や刑の内容を決める制度を導入する法律が成立しました。

裁判員制度は、5年以内の準備期間を経て、平成21年までに実施されることとされています。

Q なぜ裁判員制度を導入するのですか？

A 裁判員制度の導入により、法律の専門家ではない国民の皆さんの感覚が裁判の内容に反映されることとなります。そして、それによって、司法に対する国民の皆さんの理解と支持が深まることが期待されます。また、同時に、裁判が迅速に行われるようになり、裁判の手続や判決も分かりやすいものになります。

Q どのような事件が対象となるのですか？

A 裁判員制度の対象となるのは、殺人事件など、国民の皆さんの関心が高い重大事件です。

Q 裁判員は、どのようにして選ばれるのですか？

A 裁判員が広く国民の中から公平に選ばれるように、毎年1回、20歳以上の国民の中から、くじで裁判員候補者を選びます（候補者には通知が来ます）。裁判員は、この候補者の中から、一つの事件ごとに、裁判所における選任手続により選ばれることとなります。

Q 裁判員になることを断れますか？

A 裁判員の候補者として裁判所から連絡を受けた人は、裁判所に来ていただくこととなります。しかし、どうしても裁判員になることが難しい方もいらっしゃるでしょうから、一定の理由があれば辞退することができることとなっています。

Q 裁判員となることを理由に仕事を休めるのですか？

A 裁判員となるために必要な休みをとることが、法律で認められています。

裁判員制度による裁判の流れ

捜 査

起 訴

裁判の準備

(裁判を速く、計画的に行うためのものです)

裁判員を選ぶ

(原則として、裁判員6人、裁判官3人
一定の場合は、裁判員4人、裁判官1人)

公判(裁判)

(証人の話を聞き、証拠を調べたりします。)

有罪・無罪や刑の内容を決める

判 決

裁判員が参加

辞退できる人(例)

- ・ 70歳以上の高齢者の人
- ・ 重い病気やケガの人
- ・ 家族の介護・養育の必要がある人
- ・ 仕事に大きな損害が生じる人
- ・ 父母の葬式など社会生活上の重要な用事がある人

選任されない人(例)

- ・ 事件関係者
- ・ 不公平な裁判をするおそれがある人

裁判員の仕事は、
我が国の司法を支え、
より良い社会をつくるために
とても大切なものです。



裁判員制度についての詳しい情報は、
法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/SAIBANIN/index.html>
裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/>
を御覧ください。

司法制度改革のあゆみ

平成11年 7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年 6月	司法制度改革審議会が最終意見書を内閣に提出
11月	司法制度改革推進法成立
12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年 3月	司法制度改革推進計画を閣議決定

【第154回 国会（平成14年1月～7月）で成立した法律】

- 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律
- 弁理士法の一部を改正する法律

【第155回 国会（平成14年10月～12月）で成立した法律】

- 学校教育法の一部を改正する法律
- 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律
- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律

【第156回 国会（平成15年1月～7月）で成立した法律】

- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律
- 裁判の迅速化に関する法律
- 民事訴訟法等の一部を改正する法律
- 人事訴訟法
- 司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律
- 担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律
- 仲裁法

【第159回 国会（平成16年1月～6月）で成立した法律】

- 弁護士法の一部を改正する法律
- 労働審判法
- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律
- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
- 総合法律支援法
- 行政事件訴訟法の一部を改正する法律
- 知的財産高等裁判所設置法
- 裁判所法等の一部を改正する法律
- 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

司法制度改革に関するご意見等は、下記事務局もしくは sihou@cas.go.jp までお寄せください。

司法制度改革推進本部事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎3階
TEL 03-5501-2511 (代表)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/index.html>